

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和7年1月27日

全国健康保険協会大阪支部
支部長 栗津 康

1 調達内容

(1) 調達案件名

令和7年度生活習慣病予防健診案内文書にかかるマチ付き封筒の制作・印刷業務委託

(2) 品名及び数量

詳細は仕様書による。

(3) 履行期限

詳細は仕様書による。

(4) 納品場所

全国健康保険協会大阪支部の指定する場所

(5) 見積競争方法

見積金額は、本体価格のほか、仕様書等に規定するものに要する一切の諸経費を含めた単価（小数点以下第2位まで）とする。見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

契約の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、マチ付き封筒1部当たりの単価（税抜額）を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒530-8507 大阪市北区梅田3-2-2 JPタワー大阪13階

全国健康保険協会大阪支部

(契約に関すること) 企画総務グループ 担当 西・木村

電話 06-7711-3400 FAX 06-7711-3560

(仕様書に関すること) 保健グループ 担当 桑原・西部

(2) 提出期限及び場所

日時： 令和7年2月3日 (月) 12時00分

場所： 大阪市北区梅田3-2-2 JPタワー大阪13階

全国健康保険協会大阪支部 企画総務グループ

(3) 提出書類

見積書（別紙様式）

(4) 提出方法

上記（1）契約担当へ郵送または持参により、上記（2）提出期限までに提出すること。

4 その他

- (1) 当該案件の全部または主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (2) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印すること。記載漏れ、押印漏れ及び判読できないものは無効とし、提出した見積書の差替え、変更または取り消しをすることはできない。また、見積金額には納品までの役務や送料等当該案件に付随する一切の経費を含めること。
- (3) 契約相手方の決定方法
 - ・本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会大阪支部長が判断した者であって、当協会が予定する価格の制限の範囲内で有効な最低価格の見積書を提出した者を契約候補者とする。
 - ・同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会大阪支部が指定する方法及び日時場所において、くじ引きにより契約候補者を決定する。ただし見積書を提出した者が直接くじをひくことができない場合は、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 決定業者のみ、別途電話で連絡することとする。
- (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 請書作成の要否 要
- (8) 請求にあたっては、消費税等に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (9) その他の仕様書に明記がない詳細な事項に関しては、両者協議のうえ、別途定めることとする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させ

ることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

見積競争関係書類送付依頼書

案件名： 令和7年度生活習慣病予防健診案内文書にかかるマチ付き封筒の制作・印刷業務委託

標記案件に係る見積競争関係書類について、以下の住所へ送付を希望します。

【送付先】

法人名又は商号：

担 当 者 名：

郵便番号：

住 所：

電話番号：

F A X 番 号：

依頼先

全国健康保険協会大阪支部 企画総務グループ 担当 西・木村

FAX：06-7711-3560

(※令和7年1月14日から大阪支部の移転によりFAX番号が変更となっております。)